

くらし安全安心だより

スマートフォンのセット契約トラブル

～高齢者の相談が増加～

【相談事例】

スマホを使っている友達があり、自分もガラケーからスマホにしようとして携帯電話会社の店舗へ行った。パソコンもしないし、スマホも初めてで使い方も分からないことを告げたが、**使い方を教えてくれる**というので契約することにした。画面が大きいので便利だと言われ、**スマホの他にタブレット端末も勧められた**。また、**光回線や電気なども勧められ、全部まとめると安くなる**と言われたので、よく分からなかったが契約した。しかし、**スマホもタブレットも全く使いこなせない**。使い方を教えてほしいと店舗に電話をしたら、「**担当者がいないと教えられない**」と言われた。このままだと使いこなせない。 (70歳代 男性)

【アドバイス】

- ★**契約書に署名する前に、契約の中で発生する料金を確認**しましょう。自分が**必要だと思うものだけ契約し**、内容が分からないもの、必要がないと思うものの契約は、その場で断りましょう。
- ★**契約後発生する月額料金の確認と、契約期間や中途解約時の違約金、解約料など、解約時の条件なども確認**しておきましょう。
- ★携帯電話会社の店頭販売やオンラインショップなどの通信販売で契約した通信サービスの契約は、**電気通信事業法の「確認措置」の対象**です。確認措置は、**電波状況が不十分であること、または料金などの契約前の説明や書面交付に問題があったことなどが認められた場合、通信サービスの契約と、スマートフォンなどの端末の契約もあわせた契約解除が可能**です。契約先の携帯電話会社に**サービス提供開始日を初日として8日の間に、携帯電話会社が定める方法で申し出る必要**があります。ただし、解約までに利用したサービスの料金や有料オプションサービスの利用料は支払わなければなりません。
- ★不安に思った場合やトラブルになった場合は、消費生活センターに相談しましょう。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務（債務整理・過払い金返還請求）などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時（☎23-5800）